

岩手県告示第19号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第104条第2号に規定する漁業に係る次の加入区及び漁業の区分について、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、同条第3項の規定による届出を審査した結果、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和5年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区の名称	漁業の区分
宿戸	総トン数10トン未満の漁船漁業及び定置漁業
小子内浜中野	定置漁業
久慈市	定置漁業
野田村	定置漁業
普代村	定置漁業
田野畑村	定置漁業
小本浜田老町宮古	定置漁業
重茂	総トン数10トン以上20トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業及び定置漁業
船越湾	定置漁業
新おおつち釜石湾	定置漁業
釜石東部	定置漁業
唐丹町	小型いか釣り漁業及び定置漁業
吉浜	総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業及び定置漁業
越喜来	定置漁業
赤崎	定置漁業
広田湾	定置漁業